

令和4年9月5日  
 高齢福祉部  
 介護保険課  
 高齢福祉課

## 介護サービス事業者・施設等へのエネルギー価格・物価高騰等対策について

### 1 主旨

内閣府が示した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱い」において、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されたことを踏まえ、コロナ禍における電気・ガス等物価の高騰の影響を受けた区内介護サービス事業所・施設等を運営する事業者の負担軽減を図るため、給付を実施する。そのため、当該支援に必要となる所要経費を補正予算に計上する。

また、高齢者配食サービス及び会食サービス事業についても、既存予算を活用し、物価高騰への対策を講じる。

### 2 介護サービス事業所・施設等への給付金の支給

#### (1) 対象

物価高騰による影響下においても、介護保険サービス事業所・施設等を継続して運営する事業者

※保険医療機関としての指定を受けた事業所が提供する介護保険サービスを除く。

#### (2) 支給額

サービス分類	事業所・施設数	支給額（年額）
訪問入浴介護事業所	約 10 事業所	訪問入浴介護を行う車両 1 台あたり 30,000 円
通所・入所・入居系施設	約 490 事業所・施設	利用定員 1 人あたり 35,000 円
上記以外の訪問系事業所等	約 650 事業所	1 事業所あたり 25,000 円

### 3 所要経費

(1) 歳出予算 497,735 千円

<内訳>

- ① 訪問入浴介護事業所 540 千円
- ② 通所・入所・入居系施設 480,900 千円
- ③ ①②以外の訪問系事業所等 16,075 千円
- ④ その他諸経費（消耗品費、郵便料） 220 千円

(2) 歳入予算 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(10/10)を充当する。

#### 4 今後のスケジュール (予定)

令和4年 9月	第3回区議会定例会に補正予算を計上
10月中旬	対象事業者への周知(電子メール、ファクシミリ等)
11月上旬	給付金申請受付開始

#### 5 その他

##### (1) 高齢者配食サービス・会食サービス事業への対応

交付額算定単価に価格上昇率相当額120円を加え、対応を図る。(令和4年4月1日から適用する。)

事業名称		区分	変更前単価	変更後単価
高齢者配食サービス	補助金	高齢者	250円	370円
高齢者会食サービス	報償費	ひとりぐらしの高齢者	600円	720円
		ひとりぐらし以外の高齢者	250円	370円

※補正予算は計上せず、当初予算にて対応する。